

# 寺中作雄の公民教育観と社会教育観の形成

上 原 直 人\*

The Investigation of Sakuo Teranaka's Idea on Civic Education and Social Education

Naoto UEHARA

Sakuo Teranaka is the proposer of Citizens' Public Hall ("Kominkan") and his idea can be regarded as the origin of Postwar Social Education. Generally, Teranaka's idea has been discussed mainly in relation to "Kominkan koso". However I think his idea should be examined more broadly in the process of Social Education. Thus, the present study focuses on how he formed his Idea on Social Education from the point of promotion of Civic Education ("Komin kyoiku").

Three stages can be found in the process of formation of his idea : the first stage is his proposition of "Kominkan koso" (in the end of 1945), the second stage is the Vice-Minister of Education notice (July of 1946) expressing the establishment of the Citizens' Public Hall ("Kominkan"), and the third stage is the "Social Education Act" (June of 1949) whose trend had been growing from the beginning of 1948. In this paper, I explain details of each stage, and discuss how his thoughts and activities can be organized as a whole theory.

## 目 次

- I はじめに—戦後社会教育観の形成と寺中作雄—
- II 「公民教育」と寺中作雄の公民館の発想
  - A 「公民教育」施策と寺中作雄
  - B 寺中作雄の公民館発想の論理
- III 寺中作雄の公民教育観の深化と社会教育観の形成
  - A 次官通牒化と CI&E の影響
  - B 社会教育観の形成
- IV 本稿の示唆と今後の課題

### I はじめに—戦後社会教育観の形成と寺中作雄—

寺中作雄は、公民館の提唱者であり、社会教育学研究においても、戦後の社会教育の出発点を語る上で欠かせない人物といえる。これまでの研究においても、寺中は、公民館構想<sup>1)</sup>との関連で、幾度となく言及されている。しかし、そのほとんどが、寺中が、文部次官通牒「公民館の設置運営について」(1946年7月5日)後に著した『公民館の建設—新しい町村の文化施設—』(1946年10月、公民館協会)のみに偏っているという点は、見逃してはな

らない。確かに、『公民館の建設』は、彼の数ある著作・論文の中でも最も体系的に公民館論が記されているといえるが、このことは、寺中が、公民館構想の中に還元して捉えられていることを意味している。しかし、戦後社会教育の形成は遅々としていて、その意味では、公民館構想が、社会教育形成の中核的な意味をもっていた様相が強い<sup>2)</sup>ことを考慮に入れるならば、寺中を公民館構想の中に還元して論じるだけでは不十分で、あらためて、彼を戦後社会教育の形成上に位置づけて捉えていく視座が重要になってくるのではないかと思われる。その意味では、"その(公民館\*筆者加注)名称の由来を、当時復活されたばかりの文部省社会教育局内で、彼(寺中作雄\*筆者加注)が公民教育課長であったことに求めることもあるが、とすればむしろ当時「公民教育」課が設置された状況のなかから、公民館の名称及び構想の背景をとらえておくことの方が重要であろう."<sup>3)</sup>という小林文人の指摘は示唆的である。

本稿では、寺中が「公民教育」<sup>4)</sup>を振興する目的で公民館を発想していることを鑑み、公民教育思想を基底部に据え、寺中がどのような社会教育観を形成していったのかという視点を重視していく。具体的には、戦後教育

\*生涯教育計画コース 博士課程1年

改革期における寺中のいくつかの論稿について、次の三段階に分けて検討していく。第一段階が、寺中が公民館を発想した時期（1945年終わり～1946年初め）で、寺中の公民館発想とそれを支えた論理について考察する。（Ⅱ章B節）第二段階が、公民館構想が公式発表（1946年4月）されてから、文部次官通牒「公民館の設置運営について」（1946年7月）が出される前後までの時期で、特に、CI&E（アメリカ占領軍民間情報教育局）が寺中の公民教育思想にどのような影響を与えたのかについて考察する。（Ⅲ章A節）そして第三段階が、社会教育法制定への気運が高まる1948年4月から社会教育法制定（1949年6月）までの時期で、寺中がどのような社会教育観を形成していったのかを考察する。（Ⅲ章B節）

寺中作雄の思想について検討している研究としては、 笹川孝一、大平滋に代表されるような、戦後自己教育論、相互教育論の系譜の出発点に寺中作雄を位置づけようとするものがあげられる。 笹川は、寺中作雄を筆頭とする戦後初期社会教育行政者の「自己教育・相互教育」観が、戦前体制内リベラリストの田澤義鋪や下村湖人の「公民」観の流れを引くものであり、そこに、眞の民主主義的運動との対抗関係を見出している<sup>5)</sup>。一方で、大平滋は、寺中の自己教育観について、「戦前の公民育成的な田澤、下村の思想と施設利用による社会教育を重視した川本の自己教育観の継承であり、その中心は公民育成である。」<sup>6)</sup>とまとめているが、寺中の自己教育観が戦前公民育成と連続していると批判的に捉えている点では、 笹川と共にしている。本稿で、戦後社会教育観の形成上に寺中を位置づけ、公民教育思想から寺中の思想を捉え返すという視点を重視することによって、寺中の思想について、より多角的な評価が可能になるように思われる。

本稿での検討を通じて、寺中個人の思想のみに焦点をあてるという限界はあるにせよ、戦後社会教育の本質とは一体どのようなもので、それがどのように形成されていくのかについて、再考する契機を提起できるものと思われる。

## II 「公民教育」と寺中作雄の公民館の発想

### A 「公民教育」施策と寺中作雄<sup>7)</sup>

寺中作雄は1937（昭和12）年に東京帝国大学法学部を卒業後内務省に入り、見習いとして島根県・富山県に配属され、警部補の仕事、地方課で自治行政の監査、地方の選挙事務などを担当している。この間に、当時の地方の実態、特に選挙をめぐっての国民の政治关心や意識の低さをさまざまと見せつけられたことによって、彼は真に地方自治を担うにたる公民としての教育と訓練の必要を強く感受したといわれている。やがて文部省に配置換

えされるのも束の間、翌年1938（昭和13）年には応召され中国に渡っている<sup>8)</sup>。中国から復員後は、1944（昭和19）年総務局動員企画課課長補佐、同課長等を経て、戦後は、1945（昭和20）年10月文部省社会教育局が復活し、局長に関口泰が就任すると、翌11月には公民教育課が設置され、寺中はそのポストに抜擢される。これは戦後直後の、国民形成の重要な目標の一つとして大きく打ち出された「公民教育」施策の流れを受けてのものであった。つまり、1945年11月には、文部省内に公民教育刷新委員会が設置され、翌12月には、答申（第一号、第二号）が出され、「公民教育」の体系が示され、学校教育の領域では、この影響を受けて、「公民科」を設置しようとする公民教育構想が展開されている<sup>9)</sup>。公民教育刷新委員会の第一号答申においては、「社会教育ニ於ケル公民教育」という項も設けられていて、社会教育の領域でも「公民教育」をその基本に据えていこうという姿勢が読みとれる。実際に、後述するように、1946年4月の戦後初の衆議院総選挙に向けて、社会教育施策として、「公民」啓発に関する施策がいくつか出されている。そして、寺中は、このような教育界の動向の中で、1945年12月に、公民館構想を持ち出すのである。なお、公民教育課は1946（昭和21）年3月に社会教育課に吸収合併されるが、同時に、寺中も社会教育課長に就任している。その後は1949（昭和24）年6月に社会教育課長を降り、会計課長に就任し、1952（昭和27）年1月から1955（昭和30）年9月まで社会教育局長を歴任している。この戦後10年間の社会教育との関わりの中で彼は、公民館創設と社会教育法の制定等に中心的に関わり、戦後社会教育創設に多大な影響を及ぼしたといえる。

### B 寺中作雄の公民館発想の論理

寺中作雄が公民館構想をはじめて持ち出したのが、1945（昭和20）年12月の「社会教育委員制度復活」に関する局議においてである。寺中のこの発想は、「公民教育の振興と公民館の構想」という題名で、1946（昭和21）年1月の『大日本教育』誌に掲載されている<sup>10)</sup>。この論文においては、公民教育の振興のために公民館を構想するという視点が明確に位置づけられている。なお、同時期に、「終戦後の公民教育と選挙」（『文部時報』第824号、1946年1月）という題名の論文も出されている。両論文とも、民主主義体制確立のために公民教育を奨励するという論調で、「公民教育の振興と公民館の構想」の中で、公民館構想が具体的に示されている。以下では、両論文に即して、寺中作雄の公民館の発想とそれを支えた論理について考察していく。

まず、寺中作雄の考える民主主義についてであるが、

敗戦後の生活不安の中で、国民ひとりひとりが平和的文化国家を建設してゆかなければならぬ義務と使命をもっていることを掲げている。

“此の仕事（平和的文化国家の建設＊筆者加注）は従来の様に、上からの命令を俟って唯々として其の指示の眞に動くとか、一定の方針に従って其の方針の眞に進むとか言ふものではなく、国民自身の仕事として、国民の意思と力を以てやり遂げなければならぬ仕事である。命令を下し、方針を定める仕事も亦国民自身が研究し、国民自身が協同して作り上げてゆくのである。それは民主主義の使命であり、民主政治の本領である。”<sup>11)</sup>

このような民主主義觀に基づいて、以下に示すように民主政治実現のために公民教育の振興を強調しているのである。

“民主主義政治は与論の尊重と民意の暢達を第一議としている。与論政治は国民の明智と良識に信頼し其の政治道義を確認するところから出発している。国民の明識と道義を信頼することは唯公民教育の適正なる裏づけによってのみ可能である。”<sup>12)</sup>

それでは、寺中のいう「公民教育」とはいかなるものなのかな。その本質は、彼の「自己と社会との関係の捉え方」に見出せるのである。

“自己とは社会に於ける自覺的個性の存在であり、社会我である。社会の中に自己を見出すと共に、自己の中に社会を見出すことが近代の特徴であり、現代人の任務である。そしてこれこそが「人の人たる所以」である。自己を自己として完成し、大なる社会我として大成することは人の人たる使命である。国民は今こそこのことを唯一の念願として、自己により國家公共に奉仕し個性によって社会に貢献し以て新生日本の礎石を建設せんことを冀求している。”<sup>13)</sup>

このような「自己と社会との関係」に基づいて、寺中は、公民教育の目的を以下のようにいっている。

“公民教育こそ人の個性を社会我に迄昇華せしめ以て個性に依る国家公共人の奉仕に「空白」せんことを使命とするものである。個性の中に埋もれた政治的良識と社会的道義に眼醒せしめ、以て良き公民としての資格に光あらしめる為の教育が公民教育である。”<sup>14)</sup>

それでは以下に、寺中が公民教育の特徴をどのように捉えていたのかを「公民教育の振興と公民館の構想」に即して検討していく。寺中は、公民教育の特徴として、次の三点をあげている<sup>15)</sup>。第一が、“公民教育は実践教育”であるという点で、自ら団体を構成し、其の運営に触れることによって初めて公民教育の目的を達成できる

としている。第二が、“公民教育は相互教育”であるという点で、団員相互に体得した所を相互に研究し、批判し、討論し、質疑し合うことによって初めて、相互に身についた見識となるとしている。第三が“公民教育は総合教育”であるという点で、公民教育の主眼として立憲人としての自覚に立ち確固たる政治的見識を身につけて社会的活動をなす人を養成することを掲げながらも、政治的見識にとどまらない幅広い、情操の陶冶、科学的智能の啓發等を含めた公民教育が実施されることを期待しているのである。なお、「終戦後の公民教育と選挙」においては、公民教育の特徴として、「相互教育」、「実践教育」、「環境教育」があげられている<sup>16)</sup>。ここで、注目しなくてはならないことは、「相互教育」、「実践教育」という公民教育の特徴は、両論文において共通で、その内実もほぼ等しいものであるが、「公民教育の振興と公民館の構想」で見られる「総合教育」という特徴に代わって、「終戦後の公民教育と選挙」においては「環境教育」という特徴が掲げられている点である。「環境教育」という特徴について、寺中は以下のように述べている。

“公民教育は右に述べた如く、相互の協力と実地の訓練を必要とするが、かかる教育を可能ならしめるためには我々の生活自体をして公民教育を受くるに適當なる環境たらしめる事を根底としている。[……] 公民教育に適當なる環境とは何か、それは国民生活に於ける精神的且物質的余裕である。[……] われわれは私生活の余暇を単なる享楽や遊興の為に行使する代りに、自ら文化を語り教養を高める為に行使するだけの心構へが必要であり、かかる心構へを抱かせる様な環境を持たねばならぬ。常住坐臥、われわれの目に触れ耳に触れるものをして教養の糧たらしむる様に社会施設を改善する必要がある事は勿論であり、かかる文化的社会施設を通じて自然の公民教育が行はれなければならない。其の具体的計画案については別に稿を改めて考へてみたいと思ふ。”<sup>17)</sup>

上記の指摘では、“公民教育に適當なる環境とは何か”というところから、“かかる文化的社会施設”という後の公民館構想への示唆がなされている。また、“別に稿を改めて”とあるのは、その内容、時期からして、「公民教育の振興と公民館の構想」の論稿を指していると捉えて間違いないだろう。その意味でも、「終戦後の公民教育と選挙」と「公民教育の振興と公民館の構想」とは同時期（1946年1月）に出された論稿であるが、前者の方が先に書かれたことは予想できる。したがって、「終戦後の公民教育と選挙」の中で、公民教育の特徴の一つとして掲げられている「環境教育」とはまさに、公民教

育の場としての「公民館」のことであり、それが具現化した「公民教育の振興と公民館の構想」においては、「総合教育」という教育内容を示す特徴が生まれているのであり、この変化は、寺中の公民教育観の中での発展と捉えられるのではないだろうか。

次に寺中が、公民教育の場としてどのようなものを想定していたかを検討していく。寺中は、公民教育の場としては、家庭と社会をその柱にあげ、学校をむしろ補足的部としている。そして、社会教育において公民教育を担うべき機関として公民館を以下のように提唱しているのである。

“今日公民教育の画期的振興を策すべき秋に当って全國各町村に於いて綜合的公民学校たる「公民館」の設置を提唱したい。公民館の構想は未だ私案の域を脱しないが、大体に於いて社会教育の中心機関として義務教育の府たる国民学校に並んで其の教育的二大支柱の一たらしめんとするものであり、教育的権威ある専任館長と数名の其の幕僚を当置せしめ不斷に社会教育の施設を開設し、又常に町村民の親睦社交の場として開放し、日常茶談の中に其の文化的啓發と政治的向上を期せんとするものである。要するに公民館は現在の図書館施設と青年学校とを綜合したものを基軸とし、公会堂、各種団体本部にも活用してあらゆる成人町村民の精神的教育的中心として運営せらるる。”<sup>18)</sup>

また、公民教育のもっとも直接的な方法として、寺中は選挙を掲げている。

“公民教育は平時に於ける相互の実践教育であるが、其の教育は選挙に於いて其の効果を發現するものであると共に、選挙によって公民教育に貢献すること最も重大であり且直接的なのである。〔……〕選挙に際会して、先づ候補者の政見人格を批判検討する努力が為され、選挙を終って自ら投票した候補者の政治的行動を監視批判することは最も大きな公民教育の実践である”<sup>19)</sup>。

寺中は、具体的に、選挙に対応する公民教育を段階的に捉えている<sup>20)</sup>。まず第一段階が、政治的関心を養うことで、第二段階が、“親しき選挙”より“正しき選挙”への向上即ち政治的良心を養うことで、この段階では、物質的誘惑や心理的強制によらない公正自由なる意思によるものでなければならないとしている。そして最後の第三段階では、“正しき選挙”より更に“良き選挙”への前進を目標としており、この段階では、選挙民自ら確固たる政治的立場を取り、国政に関する自己の意見を候補者を介して議会に反映せんとする積極的自覚に立った選挙態度が要求されるのである。寺中がこのように選挙に

対応する公民教育を重視する背景には、1946年4月の戦後初の衆議院総選挙を控えていたことがあげられる。実際に、この時期には、社会教育局通牒「総選挙ニ対処スベキ公民啓發運動実施細目ニ関スル件」(1945年12月4日)、社会教育局通牒「公民啓發運動ノ一環タル青年常会ノ開催ニ關スル件」(1946年1月29日)等、「総選挙のための公民教育の振興」をうたった社会教育施策も出されている。

以上、公民館発想時における寺中の公民教育観を探ってきたが、このような公民教育観をもとに、どのような公民館案を編み出したのか、以下に「公民教育の振興と公民館の構想」にみられる公民館案を検討していく。

まず、公民館の設置に即応して中央に於ける公民教育指導者団の組織の必要性も説いているが、後の文部省次官通牒（1946年7月）で発布される公民館構想の中には、これほど具体的なものは見られない<sup>21)</sup>。

“要するに政界、言論界、思想界、文壇、教育界、評論界等の権威ある文化人を大同団結して公民教育者連盟の様な組織で、中央から地方へ地方から中央へ文化指導の為の文化人の往来を盛にし、いつも地方の人々の抱懐する文化的欲求に応じ適當な指導と啓發が行はれ、中央の文化人を囲んで活発な意見交換や討議討論が行はれる機会に恵まれることが絶対の要請であろうと思ふ。”<sup>22)</sup>

上記の発想は、文部省によって主催された「公民教育指導者講習会」に通ずるものとも捉えられる。公民教育指導者講習会は、都道府県に於ける公民教育の指導者に対して公民教育に関する諸般の事項を理解せしめ、公民教育の普及徹底のために、文部省が主催となって開かれたもので、第一回は、1946年4月25日～29日、第二回は、1947年6月25日～28日、第三回は1948年7月6日～9日に開催されている。ちなみに第一回の講習会で、当時の社会教育局長佐藤得二によって、公民館構想がはじめて公式の場で発表されている<sup>23)</sup>。

公民館の財政については、“その負担、経費、管理、経営等すべて町村に於て之に任ずるのが本旨”としながらも、町村財政の実情から、国費を以て補助・負担することを奨励している。ただし、“町村として飽くまで自町村民の向上を実力涵養の為の施設であるから國費の世話にならぬ事を本旨として考ふべき”として、いずれは、各町村が国費に頼らないように担っていくべきことを強調しているのである<sup>24)</sup>。

また、公民館職員の問題については、職員、訓導教諭等の制度と別に、新しい公民館職員制度の創設を訴え、職員の養成の為に、中央及主要なる地方に専門的な養成

機関、又は師範学校に公民館職員の専門部を作ることを期待している。そして、公民館職員の求められる資質としては、“広く法制、経済、文学、政治学等の大要に通じて居なければならぬことは勿論、時事一般について不斷の研究研修を行ひ、常に時勢の流を察し、新しい幾多の問題に遅れる事なく興味と熱意を以て之に対処して行く真面目な態度が必要である”<sup>25)</sup>としている。後の、次官通牒の中には、少なくともこのような職員の養成制度案は見られない。

以上、本章では、寺中作雄の公民館発想については、彼の論稿をもとに検討してきたが、それを支えた論理として「公民教育」というものが大きく横たわっていたことがあらためて浮き彫りになった。次章では、このような公民館発想時の彼の公民教育観が、その後の彼の社会教育観の形成にどのような影響を与えたのかを中心に考察していく。

### III 寺中作雄の公民教育観の深化と社会教育観の形成

#### A 次官通牒化と CI&E の影響

次官通牒前後に寺中によって書かれた論稿は、公民館構想が具体化してきたこともあるって、それ以前に比べると、公民館に関する記述が多くなっていくが、「公民教育の課題」(『日本教育』、1946年5月6月合併号)のように、全く公民館について触れられていない論稿もあることも押さえておく必要がある。そこには、“社会の為に 社会と共に 社会を負ふ……人民。”<sup>26)</sup>という人民の側からの民主主義の定義が表記され、寺中の民主主義観が端的に示されている。ここでいう“社会の為に”は公共心の涵養につながり、公民教育の第一歩とされる。“社会と共に”とは、社会と共に考え行動し生活する性格の涵養を意味し、“社会を負ふ”とは自己の行動に対する社会的責任の自覚を意味し、自由と責任とが民主主義の根底に位置づくことを意味している。つまり、寺中は公共、協同、責任を民主主義の三要素として重視していたのである<sup>27)</sup>。

また、文部次官通牒に示されている公民館構想と、寺中が初めて公民館構想を記述した先述の論稿「公民教育の振興と公民館の構想」を比較してみると、いくつか相違点も見られる。先述の公民教育指導者団の構想や、公民館職員養成制度については、次官通牒においては記述はほとんどない。一方で、次官通牒では、“公民館は町村に各一ヶ所設ける外、出来得れば各部落に適當な建物を見付けて分館を設けること。”<sup>28)</sup>と公民館分館案がはじめて掲げられている。しかし、ここで、「公民教育」という文脈に則して考えた時に、特に注目しなくてはならないのが、次官通牒では公民館委員会案が掲げられていて

る点である。公民館委員会について以下のように記述されている。

“公民館事業の運営は公民館委員会が主体となって行ふこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること。〔……〕公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達經理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当るものであること。”<sup>29)</sup>

ただし、上記の公民館委員会案は、寺中が発案したわけではなく、CI&E の成人教育担当官、J・M・ネルソンから出されたものである。<sup>30)</sup>社会教育局から最初にGHQ/SCAP・CI&E 教育課に、公民館の設置(Establishment of Civil Halls)に関する提案がされたのは、ネルソンが日本に着任した直後の1946(昭和21)年5月2日で、以後、5月から7月にかけて、文部省社会教育課の寺中作雄とCI&E の成人教育担当官、J・M・ネルソンとの間で協議がなされていく。ネルソンは、提出された公民館の設置に関する提案に対して、早速5月16日の協議において修正案を出していて、大田高輝はその内容を、ネルソンの“Weekly Report”(会議・報告メモ)をもとに、公民館を青年学校に付設することに反対であること、公民館の分権化を強調すること、さらに青年学校長も村長も必ずしも公民館長になるべきではないこと等とまとめている。さらに、その報告メモには、“むしろ構想が村長に提出され、選出された(elected)町議会の助言にもとづいて、公民館委員会を選出するための地域選出(community election)が行われるべきであるように思われよう。同委員会が館長を任命し、適切な規模の諮問委員会(advisory committee)を任命すべきである”という公民館委員会(civic hall board)構想案が示されていたことにも着目している。

公民館委員会案を寺中が受け入れたという意味でも、寺中の公民教育観の深化とも捉えられる<sup>31)</sup>。ただし、それ以前の寺中にはそのような自治的な発想が全くなかったわけではない。それは、ネルソンとの協議以前に、寺中は、公民教育の方法の一つとして、“団体の結成によって、身近な小社会の運営を継続させる事”<sup>32)</sup>を重要視していて、「地域」、「民主性」という視点は弱いが、自治観念は見られるのである。したがって、寺中の公民教育観という文脈に即して捉えるなら、住民自治という特徴を柱にすえた公民館委員会案というものを媒介として、自治観がより強固なものになったと捉えられる。

次に、次官通牒後に、寺中が公民館について初めて体

系的に著した『公民館の建設』(1946年10月、公民館協会)について検討する。まず、寺中は、国家再建のために、特に次の三点を掲げている。第一が、民主主義を我がものとして、平和主義を身についた習性とする迄にわれわれ自身を訓練するということで、第二が、豊かな教養を身につけ、文化の高い人格を作ることで、第三が、身についた教養と民主主義的な方法とによって、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにすることである。そして、これらの課題（平和化、文化の振興、民主化）を担う中核として公民館を掲げているのである<sup>33)</sup>。

そして、寺中は、“公民館は公民の家である。公民たる者が公民の資格に於いて集まり、其處で公民として適わしい修養や社交をする施設と言う意味である。”<sup>34)</sup>と公民館の本質を捉えているが、ここで寺中のいう「公民」の意味も検討しておく必要があろう。寺中は「公民」について以下のように述べている。

“公民と言う言葉は市制町村制に於て市町村の公務に参与する為の資格即ち選挙資格を持つものとして定められた条件に該当する市町村の住民の意味ではない。即ち法律上の公民資格ある人の意味ではなく、実質上の公民資格ある人又は公民資格を得んと務める人の意味である。言い換えれば、自己と社会との関係についての正しい自覚を持ち、自己の人間としての価値を重んずると共に、一身の利害を超越して、相互の助け合いによって公共社会の完成の為に尽す様な人格を持った人又は其の様な人格たらんことを求めて務める人の意味である。”<sup>35)</sup>

また、「国民」、「臣民」、「人民」という概念について、“公民の外に国民と言う言葉もある。国民と言う場合には、国家一即ち社会のうちで最も重んずべき団結で、地域を画し、主権を持った政治的な集団の一員としての身分を謂う。臣民と言う言葉もある。之は封建的な関係で君主と結ばれた身分としての観念が強い。人民と言う場合、この場合は、国家とも君主とも繋がりがなく政府と対抗する意味の各個人の集りを指す様に思われる。”<sup>36)</sup>

と指摘した上で、上記に掲げた「公民」的人格を最重要視しているのである。

上記に見られる「公民」の把握は、公民館発想時に見られた、「自己と社会との関係に立つ公民教育」の本質と同様なものである。つまり、寺中にあっては、公民館発想時から強調されてきた「社会公共の為」に尽す「公民」という視座は、次官通牒後にも受け継がれていることが分かる。

このような「公民」という公民館の本質的要素とも捉

えられる論を展開した後に、寺中は、公民館の持つべき機能として、社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興、青年養成の五点をあげている<sup>37)</sup>。第一の社会教育機関では、教える者と教えられる者が融合一体化して互いに導きあう相互教育の形が取られる。第二の社交娯楽機関では平時の町村民の社交の場所となって、娯楽を通して公民精神の礎が築かれる。第三の町村自治振興機関では、自己と社会公共との連帶の観念が理解される。第四の産業振興機関では、科学の普及と民主主義の確立に貢献する。そして、第五の青年養成は、新日本建設を青年に期待しているあらわれである。ちなみに、『公民館の建設』の直前の論稿「町村公民館の性格」(『教育と社会』1946年8月号)においては、公民館の機能として、社会教育、社交娯楽、自治振興、産業振興の四点があげられており<sup>38)</sup>、第五の青年養成は、『公民館の建設』において、新たに付け加えられたものといえる。

## B 社会教育観の形成

『公民館の建設』(1946年10月)以後、寺中は、『公民館の経営』(公民館シリーズ第3集)(1947年6月、社会教育連合会)、『優良公民館の実例にみる—公民館はどうあるべきか』(公民館シリーズ第6集)(鈴木健次郎と共に、1948年5月、社会教育連合会)等を執筆しているが、いずれも公民館の具体的な運営、経営、事例に焦点があてられているので、本稿では特には言及しない。そして、寺中は、「社会教育の方向」(山田清人他編、『学校と社会』、文明協会、1948年11月)において、はじめて社会教育全般に関する記述をしている。また、「教育委員会と社会教育」(『文部時報』、第855号、1948年12月)においては、教育委員会制度の発足(1948年7月)に伴い、それとの関連で社会教育がどうあるべきかについて教育行政論の見地から論じている。

ところで、このように寺中が社会教育全般に関する論稿を執筆するようになった背景には、社会教育法制化への気運と関連がある。次官通牒の発布(1946年7月)後、教育基本法(1947年3月)において、第七条「社会教育」の規定が設けられ、以後、学校教育法(1947年3月)、教育委員会法(1948年7月)など、教育法制に関する一連の整備がすすむにともない、公民館を中心とする社会教育も法制化する動きが高まってくる。1947年4月に社会教育法草案第一案ができ、その後幾度かの変遷を経て、1948年4月12日の教育刷新委員会による「社会教育振興方策について」の建議で、法制化の動きは急速に進んでいったのである<sup>39)</sup>。

このように、寺中は、1948年終わり頃になると、社会教育全般に関する記述をするようになっていくのである

が、それまでの寺中の記述が、公民館、公民教育に関するものが中心だったことを考えると、それまでの寺中の公民館観、公民教育観がどのように、彼の社会教育観の形成に寄与したのかは重要な視点である。

まず、寺中が、社会教育の本質をどのように捉えているかという点であるが、人によって行われる教育の外にもっと大きな側面として、「社会」のもつ教育力を重視している<sup>40)</sup>。つまり、社会教育は、“個々の人が行う教育でなく社会が行”うもので、“人の社会生活そのもの”であり、“社会そのものが偉大なる教育者”なのである。社会のもつ教育力を重視した上で、寺中は、社会教育の主体、対象、手段がすべて社会にあるとする“社会教育とは社会が社会によって社会を教育する教育である”<sup>41)</sup>という大正期社会教育官僚の小尾範二の定義に共感している。このような定義に基づいて、寺中は、社会教育の目的を“よき社会の形成、よき社会人の育成”としているのである。ここでいうよき社会人とは、寺中によれば、“独断的な英雄的な人格でなく、追随的な奴隸的人格でなく、自主的かつ協力的平和的な社会性ある人格”をいうのである。

このように寺中の社会教育観というのは、「社会」が主体でも客体でもあるのであり、そして、社会教育的目的としては、“よき社会の形成”とともに、“よき社会人の育成”を掲げており、ここには、「人」が「社会」に包摂される、言いかえるなら、「社会」に位置づくものであるとする考え方を見られるのである。したがって、ここでいう「社会人」とは、寺中が、1946年頃に度々口にしていた「公民」と近いものと捉えられる。また、「社会」に視座をおく社会教育観にあっては、学校教育もそれに包摂されることになる。この点に関して、寺中は以下のように述べている。

“学校教育は社会教育を背景として社会教育の基礎の上に成り立っているものであって、社会教育の厚い保護と激励の温床の中に学校教育が育つのである。何故なら社会の理解と支持によって初めて学校の事業に活を入れることができ、社会との連携融合があつてはじめて、学校教育による知識が生きるのだからである。”<sup>42)</sup>

以上のような社会教育観のもとに、寺中は社会教育の特徴として、「相互教育」、「環境教育」、「実践教育」、「総合教育」、「実用教育」の五点を奨励している<sup>43)</sup>。第一の「相互教育」については、“社会教育の主体は社会であり、その対象もまた社会であるということは社会教育が社会における社会人相互の教育である”ことがその根拠となっている。第二の「環境教育」については、“社会教育は教育活動として人によってなされるというよりは、

社会環境が自ら人に働きかけて無意識の中に之を薰化する面が多い”ことに基づいて、“社会の教育力を利用することによって、教育的社会環境を作ることをその要点”として掲げている。具体的には、“一堂に人を集めて講演を聞かせるよりも、人の集まる環境を教育的に施設すること、又教育的施設に魅力をもたしめて自ら人の集まるような環境を作る”ということである。第三の「実践教育」については、“社会教育は観念上の教育、単なる精神教育でなく、身を以て民主主義を実践し、自治訓練を体験する教育でなければならぬ”，“自ら団体の一員となり、団体役員の任務について、団体の生活を体験することは、自己と、社会との関連を知り、相互扶助、公共奉仕、自治協同、権利觀と責任觀を自覚する、第一の近道である”としている。第四の「総合教育」については、“社会教育の内容は人間性の全面にわたるべき”という観念に基づいて、“単に科学的知能だけの教育や、意思だけの訓練ではなく、広い分野に亘る智識の涵養”が必要だとしている。第五の「実用教育」については、“実際生活に即した日常諸問題の解決に答え、人間の生活文化の向上と進歩に貢献するようなものとしなければならない”としている。

上記に見られる、社会教育の特徴では、「相互教育」、「環境教育」、「実践教育」、「総合教育」、「実用教育」が強調されていたが、1946年1月の「終戦後の公民教育と選挙」では、公民教育の特徴として、「相互教育」、「実践教育」、「環境教育」が掲げられていて、同時期の「公民教育の振興と公民館の構想」においては、「実践教育」、「相互教育」、「総合教育」の三点があげられていた。

「環境教育」という特徴の内実は異なり、「実用教育」については、公民教育の特徴として特に掲げられていなかったが、その他の特徴はほぼ共通している。したがって、寺中には、彼が公民教育の特徴として捉えていたことが、そのまま社会教育の特徴として受け継がれている可能性が高い。それは、いいかえるなら、彼の社会教育観の基底に「公民教育」があるということを示している。

ところで、寺中が、戦後の社会教育の本質観念として用いられている「自己教育」という言葉を初めて使用したのは、「教育委員会と社会教育」(『文部時報』, 第855号, 1948年12月) という論文においてである<sup>44)</sup>。そこで、寺中は「自己教育」を社会教育の本質として位置づけている。

“社会教育はだれからも強制されない国民の自己教育であり、自ら人間として生き、社会人として職業人として生活するための必要から生れた自主的教育で

ある意味が強い。”<sup>45)</sup> また、社会教育法作成後に、社会教育法を解説する主旨で寺中が執筆した『社会教育法解説』(1949年7月、社会教育図書)にも、社会教育の本質として、“社会教育は本来国民の自己教育であり、相互教育であって、国家が指揮し統制して、国家の力で推進せらるべき性質のものではない。”<sup>46)</sup>と自己教育を積極的に位置づけている。

先に、寺中の社会教育観の基底には、公民教育観があるのではないかと述べたが、この問題は、社会教育法制定近くになって、彼が社会教育の本質として位置づけ始めた「自己教育」と、公民館発想時に特に顕著に見られた「公民教育」とが彼の中で、どのような関係にあるのかという問題につながる。本稿でのこれまで考察をふまえた時、寺中がいう「自己教育」の基底には、「公民教育」というものが大きく横たわっている可能性が高く、その意味では、社会教育法制定時においては、「自己教育」という観念は寺の中ではそれほど熟した観念ではなく、むしろ「教育方法としての観念」の様相が強かったのではないかと捉えられるのである。したがって、寺中のいう「自己教育」は、「社会教育」の中だけでなく、「公民教育」の中にも位置づけて捉えることができるのではないだろうか。<sup>47)</sup>

#### IV 本稿の示唆と今後の課題

本稿では、寺中作雄の社会教育観がどのように形成されていったのかを検討してきたが、そこには「公民教育」観が大きく据えられていたことが浮き彫りになった。そして、「公民教育」の文脈を重視して捉えたときに、寺中の思想上の変化をいくつか提示できたと考えている。それは、本稿で、筆者が寺中作雄の思想を分析する上で示した時期区分に即していいうならば、第一段階（公民館の発想時）においては、寺中が公民教育の特徴の一つとして掲げていた「環境教育」という性質が、公民館という施設観念として発現し、それによって、あらたに、「総合教育」という教育内容を示す特徴が前面に出てきたのではないかという点を提示した。第二段階（公民館の次官通牒化）においては、CI&Eの影響もあって、公民館構想の中に公民館委員会案が盛り込まれ、それ以前から見られた寺中の「団体の結成・運営」に連なる自治観念が、より強固なものに発展したという点を提示した。そして、第三段階（社会教育法制定に至るまで）においては、寺中は社会教育の特徴を、それ以前に指摘していた公民教育の特徴とはほぼ同義的に捉えていて、その意味で、社会教育法制定前後から、彼が社会教育の本質として掲げる「自己教育」という観念が、十分熟したものではなく、社会教育の本質としてよりもむしろ「教育方法とし

ての観念」の様相が強かったのではないかという点を指摘した。

しかし、本稿では、寺中の社会教育観の形成に基底部にあった公民教育観というものが、どのような性質をもつもので、戦後教育改革期において、いかなる普遍性、意味を持っていたのかについての分析は十分なされていない。もっとも、藤田秀雄も指摘しているように、戦後教育改革期には、社会教育施策、文書において、「公民」あるいは「公民教育」という言葉がしばしば出てくるが、その意味が確立されていなかった<sup>48)</sup>ということもその分析をより困難にさせている。

今後の課題としては、寺中作雄の社会教育観の基底部にあった公民教育観というものの内実に迫るために、戦前における公民教育論を総体的に捉え直し、寺中のものとどう関連づけられるのかが問われなければならない<sup>49)</sup>。そして、寺中の公民教育観が公民教育論と捉え返されるようになる時、戦後教育改革期の社会教育で発現しなかつた「公民教育」の未発の可能性というものについても明らかになってくるだろう。

#### 注・引用文献

- 1) 「公民館構想」という言葉とともに、「寺中構想」という言葉もよく聞かれ、論者によれば、公民館構想と寺中構想を同義で捉えているが、朱膳寺春三の「寺中構想」とはいうまでもなく、寺中個人の思想の骨格であって、その原点は寺中が初めて明らかにした昭和21年の帝国教育雑誌の新年号に発表したと称する「戦後社会教育の振興と公民館の構想」にはかならない（朱膳寺春三『公民館の原点』、全国公民館連合会、1985, p. 15）という指摘をふまえ、本稿においては、寺中構想とはあくまで寺中個人の発想であって、寺中構想そのものは、公民館構想の原点であり、一部であると捉えていく。なお、朱膳寺のいう「戦後社会教育の振興と公民館の構想」の正式名称は、「公民教育の振興と公民館の構想」で帝国教育雑誌ではなく、大日本教育雑誌に掲載されている。この事実については、朱膳寺も『公民館の原点』の中でことわりを入れている。
- 2) 戦後教育改革を推進させるために1946年8月に設置された教育刷新委員会において、46年12月6日に社会教育に関する特別委員会（第七特別委員会）が設置されている。翌47年2月7日の教育刷新委員会第22回総会においては、第七特別委員会による中間報告もなされているが、当時の第七特別委員会主査の関口泰も、「実は特別委員会と致しましても、どういうことをどういう風に進めていくって宜いか分から

ないというようなことであった”(日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』第二巻, 岩波書店, 1996, p.81)と述べているように、この時点での社会教育の方向性、領域は明確に定まっていなかったことが分かる。一方で、46年7月に次官通牒化された公民館は、以後各地で建設がはじまり、公民館に関する施策も積極的に出されていることからも、公民館構想が、戦後社会教育形成の中核的な意味をもったと考えられる。

- 3) 小林文人「公民館の制度と活動」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史8 社会教育(2)』, 1974, p. 889)
- 4) 公民教育を教育の理念・目的と捉えるか、それとも内容と捉えるかは非常に難しい問題といえる。例えば、公民教育を政治教育の系譜に位置づけて捉えるなら、それは極めて教育内容に近いものとなる。例えば、藤岡貞彦「政治教育」(碓井正久編著, 『教育学叢書第16巻社会教育』, 第一法規, 1970) や藤岡貞彦「社会教育の方法」(碓井正久編, 『戦後日本の教育改革10社会教育』, 東京大学出版, 1971)。本稿においては、公民教育を教育の理念・目的という意味で捉えているが、いずれにせよ、この問題については、機会をあらためて考察したい。
- 5) 笹川孝一「戦後初期社会教育行政と『自己教育・相互教育』」(碓井正久編『日本社会教育発達史』, 亜紀書房, 1980)
- 6) 大平滋「戦後自己教育論の展開」(大槻宏樹編, 『自己教育論の系譜と構造』, 早大出版部, 1981, p. 117)
- 7) 寺中の略歴にあたっては、全日本社会教育連合会編『社会教育論者の群像』, 1983; 横山宏「寺中作雄という人—その人となりー」(『月刊社会教育』, 1995年1月号) を参照とした。
- 8) 寺中の経歴を記したものには、1937(昭和12)年に東京帝国大学を卒業し、その年の4月から内務省見習として地方に配属され、約1年の勤務を経て、1938(昭和13)年には応召され中国にわたったというようになっているが、以下の寺中自身の記述はその経歴をくつがえすものとなっている。“昭和11(1936)年2月20日の総選挙に対処して鮮烈な選舉肅正運動が展開されたとき、当時私は一地方県に職を奉じてこの運動の実施に若い熱情を傾倒した思ひ出をもっている”(寺中作雄「公民教育の振興と公民館の構想」(『大日本教育』, 1946年1月号) \*横山宏・小林文人編, 『公民館史資料集成』, エイデル研究所, 1986に所収。) 1936(昭和11)年2月20日の時

点で、寺中が地方に職を奉じていたのなら、東京帝國大学卒業年は1936年以前であるし、地方行政に携わっていた期間も約三年ということになる。また総選挙の年を寺中が勘違いしていた可能性もある。寺中の記憶が間違っていたのか、それとも寺中の経歴を記したものが間違っているのかは分かりかねるが、事実関係については、今後発掘が困難であろう戦前内務省の人事録等をもとに再度確認しておく必要がある。

- 9) 公民教育構想については、斎藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道德・社会認識教育の出発ー」(『日本の教育史学』, 第26集, 1983); 片上宗二編著『敗戦直後の公民教育構想』, 教育資料出版会, 1984を参照。ちなみに、公民教育構想は、1946年いっぱい終焉し、1947(昭和22)年4月の「社会科」の成立へとその理念が受け継がれたとされている。この点については、勝田守一「戦後における社会科の出発」(『岩波講座現代教育学12 社会科学と教育I』, 岩波書店, 1961) 等参照。
- 10) 1946年1月に雑誌に掲載されているということは、少なくとも12月には、寺中は、当論文を執筆していたことになる。局議における発言よりも前に、論文を書いていたかは分かりかねるが、興味深い問題といえる。
- 11) 寺中作雄「終戦後の公民教育と選挙」(『文部時報』, 第824号, 1946年1月, p. 14)
- 12) 寺中, 前掲, 「公民教育の振興と公民館の構想」, p. 81
- 13) 同上, p. 81
- 14) 同上, p. 81
- 15) 以下の整理は、同上, pp. 82-83に基づいている。
- 16) 寺中, 前掲, 「終戦後の公民教育と選挙」, pp. 15-16
- 17) 同上, pp. 15-16
- 18) 寺中, 前掲, 「公民教育の振興と公民館の構想」, pp. 83-84
- 19) 寺中, 前掲, 「終戦後の公民教育と選挙」, p. 16
- 20) 同上, pp. 17-18
- 21) 文部次官通牒の中には、公民館運営上の方針の一つとして、“公民館は又中央の文化と地方の文化とが接觸交流する場所であるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じて貰ひ、日本中の人が仲良く理解し合つて日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。”と書かれているが、「公民教育の振興と公民館の構想」(1946年1月)に見られるものに比べる

- と、公民教育指導者団の組織についての記述もないし、具体性に乏しい。『近代日本教育制度史料』(第27巻),講談社, 1958, p.202
- 22) 寺中, 前掲, 「公民教育の振興と公民館の構想」, p. 84
- 23) なお、講習会の受講者には、各都道府県ごとに、都道府県公民教育主任官、都道府県社会教育主管課の代表、公民館長、青年団、婦人団体、労働組合関係者の代表が掲げられていた。また、講習会は、講義と討論から成り、講義を担当する者は、文部省関係者、大学関係者が主であった。詳しくは、藤岡, 前掲, 「社会教育の方法」, pp.341-342; 前掲, 『近代日本教育制度史料』(第27巻), pp.356-358, pp.389-391等を参照。
- 24) 寺中, 前掲, 「公民教育の振興と公民館の構想」, p. 84
- 25) 同上, p.85
- 26) 寺中作雄「公民教育の課題」(『日本教育』, 1946年5月6月合併号, p.14)
- 27) 同上, pp.15-16
- 28) 前掲, 『近代日本教育制度史料』(第27巻), p.203
- 29) 同上, p.204
- 30) 以下の整理は、大田高輝「公民館指導の経過と特質」(『社会教育学研究年報』, 第6号, 名古屋大学教育学部社会教育研究室刊, 1987); 新海英行・大田高輝「占領下社会教育政策と初期公民館構想」(日本社会教育学会編, 『現代公民館の創造』, 東洋館, 1999)に依拠している。
- 31) この点について、寺中のネルソンに対する妥協という捉え方も可能であろうが、本稿では、寺中の思想の深化という側面を重視している。
- 32) 寺中, 前掲, 「公民教育の課題」, p.17
- 33) 寺中作雄『公民館の建設－新しい町村の文化施設－』, 国土社, 1995復刻版, pp.185-187 (初出は1946年10月に公民館協会より)
- 34) 同上, p.188
- 35) 同上, p.188
- 36) 同上, pp.188-189
- 37) 同上, pp.191-202
- 38) 寺中作雄「町村公民館の性格」(『教育と社会』, 1946年8月号, pp.11-12)
- 39) 小川剛「公民館」(碓井正久編, 前掲, 『戦後日本の教育改革10社会教育』, p.427); 小林文人, 前掲, 「公民館の制度と活動」, pp.904-907
- 40) 以下の整理は、寺中作雄「社会教育の方向」(山田清人他編, 『学校と社会』, 文明協会, 1948年11月, pp. 119-121)に基づく。
- 41) 小尾範二『社会教育概論』, 大日本図書, 1936, p. 4
- 42) 寺中, 前掲, 「社会教育の方向」, pp.118-119
- 43) 同上, pp. 121-126
- 44) ちなみに、自己教育という言葉が、戦後になってはじめて公に使用されたのは、1947年11月の教育刷新委員会第45回総会における川本宇之介の発言であるとされている。川本は、“社会教育の方はその本質におきまして、我々が自己教育ということをするという意欲が盛でなければ起らないものの性質を有するように考える”と述べている。大平, 前掲, 「戦後自己教育論の展開」, p.116; 前掲, 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』(第三巻), 1996, p. 159
- 45) 寺中作雄「教育委員会と社会教育」(『文部時報』, 第855号, 1948年12月, p.11)
- 46) 寺中作雄『社会教育法解説』, 国土社, 1995復刻版, p.25 (初出は1949年7月, 社会教育図書より)
- 47) このような「自己教育」を「公民教育」の枠の中に位置づけるような把握の仕方は、松田武雄が1920年代の川本宇之介の中に見出していて、その意味では、川本と寺中の比較が今後求められる。松田武雄「社会教育概念の歴史的検討－1920年代における成人教育・自己教育概念との関連で－」(『日本社会教育学会紀要』, No.30, 1994)
- 48) 藤田秀雄「『民主化』過程の社会教育」(碓井編, 前掲, 『戦後日本の教育改革10社会教育』, p.76)
- 49) この点に関して、植原孝行は、戦前にジャーナリストとして極めて体系的な公民教育論を唱え、戦後直後社会教育局長を務めていた関口泰に着目して、寺中構想と関口泰の公民教育論とに接点を見出している。植原孝行「寺中構想と関口泰の公民教育－寺中は関口から影響を受けたか－」(『社会教育研究』, 秋田大学大学院教育学研究科社会教育学研究室刊, 第2号, 1993)